

現 行	改 正 後
<p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>2 事務の取扱いに関する一般的事項</p> <p>2-1 監督事務の取扱い</p> <p>2-1-1 金融庁進達事項の処理 信託業法施行規則（平成16年内閣府令第107号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、法第3条の免許申請者から財務局に対し、免許の申請があったとき、又は規則第104条の規定により、信託会社から財務局に対し、<u>信託業法施行令（平成16年政令第427号。以下「令」という。）第25条の規定において金融庁長官の権限のうち財務局長（福岡財務支局長を含む。以下同じ。）へ委任されている権限以外の権限に係る認可等の申請があったときは、</u>事情を調査の上、財務局の意見を付して、監督局長に進達するものとする。</p> <p>2-1-2 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任 (略)</p> <p>2-1-3 財務局長間の連絡調整 (1) 財務局長（運用型外国信託会社に係るものあっては金融庁長官）は、免許（登録）申請書に記載されている営業所のうち、他の財務局長が管轄する区域に所在するものがある場合には、免許（登録）後、速やかに免許（登録）申請書の写しの「本店その他の営業所の名称及び所在地」を記載した面を当該営業所の所在地を管轄する財務局長に送付するものとする。金融庁長官又は財務局長が、他の財務局長が管轄する区域における営業所の設置、位置の変更、名称の変更、廃止に係る届出書を受理した場合（本庁監理管理型信託会社に係るものにあつては、5-2-3(4)③の規定により金融庁から変更面の送付があった場合）においても同様とする。</p> <p>(2) 金融庁長官又は財務局長は、管轄する信託会社の免許若しくは登録を</p>	<p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>2 事務の取扱いに関する一般的事項</p> <p>2-1 監督事務の取扱い</p> <p>2-1-1 金融庁進達事項の処理 信託業法施行規則（平成16年内閣府令第107号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、法第3条の免許申請者から財務局に対し、免許の申請があったとき、又は規則第104条の規定により、信託会社から財務局に対し、<u>信託業法施行令（平成16年政令第427号。以下「令」という。）第27条の規定において金融庁長官の権限のうち財務局長（福岡財務支局長を含む。以下同じ。）へ委任されている権限以外の権限に係る認可等の申請があったときは、</u>事情を調査の上、財務局の意見を付して、監督局長に進達するものとする。</p> <p>2-1-2 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任 (略)</p> <p>2-1-3 財務局長間の連絡調整 (1) 財務局長（運用型外国信託会社に係るものあっては金融庁長官）は、<u>信託会社又は外国信託会社の免許（登録）申請書に記載されている営業所のうち、他の財務局長が管轄する区域に所在するものがある場合には、</u>免許（登録）後、速やかに免許（登録）申請書の写しの「本店その他の営業所の名称及び所在地」を記載した面を当該営業所の所在地を管轄する財務局長に送付するものとする。金融庁長官又は財務局長が、他の財務局長が管轄する区域における<u>信託会社又は外国信託会社の営業所の設置、位置の変更、名称の変更、廃止に係る届出書を受理した場合（本庁監理管理型信託会社に係るものにあつては、5-2-3(4)③の規定により金融庁から変更面の送付があった場合）</u>においても同様とする。</p> <p>(2) 金融庁長官又は財務局長は、管轄する信託会社<u>又は外国信託会社の免</u></p>

現 行	改 正 後
<p>取り消した場合、又は管轄する信託会社の他の財務局長が管轄する区域に所在する営業所に係る業務の全部若しくは一部の停止の処分をした場合は、速やかに当該営業所の所在地を管轄する財務局長にその処分内容を連絡するものとする。</p>	<p>許若しくは登録を取り消した場合、又は管轄する信託会社又は外国信託会社の他の財務局長が管轄する区域に所在する営業所に係る業務の全部若しくは一部の停止の処分をした場合は、速やかに当該営業所の所在地を管轄する財務局長にその処分内容を連絡するものとする。</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>(4) その他、<u>令第 25 条から第 29 条までの規定</u>により委任された権限の行使に当たっては、他の財務局長及び金融庁長官との十分な連携を図るものとする。</p>	<p>(4) その他、<u>令第 27 条から第 31 条までの規定</u>により委任された権限の行使に当たっては、他の財務局長及び金融庁長官との十分な連携を図るものとする。</p>
<p>2-2 類似商号使用者等に対する警告等</p>	<p>2-2 類似商号使用者等に対する警告等</p>
<p>2-2-1 実態把握等 顧客からの苦情、捜査当局からの照会、信託会社、信託協会等からの情報提供又は新聞広告等から類似商号を使用している者等を把握した場合は、警察や地域の消費者センター等に照会したり、直接、当該業者に電話で確認する等の方法により、積極的にその実態把握に努めるものとする。 特に、顧客から苦情等があった場合や捜査当局から照会があった場合は、その場の対応のみにとどまることのないよう十分留意すること。</p>	<p>2-2-1 実態把握等 顧客からの苦情、捜査当局からの照会、信託会社、<u>外国信託会社</u>、信託協会等からの情報提供又は新聞広告等から類似商号を使用している者等を把握した場合は、警察や地域の消費者センター等に照会したり、直接、当該業者に電話で確認する等の方法により、積極的にその実態把握に努めるものとする。 特に、顧客から苦情等があった場合や捜査当局から照会があった場合は、その場の対応のみにとどまることのないよう十分留意すること。</p>
<p>2-2-2 (略)</p>	<p>2-2-2 (略)</p>
<p>2-3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応</p>	<p>2-3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応</p>
<p>2-3-1、2-3-2 (略)</p>	<p>2-3-1、2-3-2 (略)</p>
<p>2-3-3 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度） 法令適用事前確認手続（以下「ノーアクションレター制度」という。）とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、法令適用事前確認手続に関する細則を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続</p>	<p>2-3-3 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度） 法令適用事前確認手続（以下「ノーアクションレター制度」という。）とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、法令適用事前確認手続に関する細則を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続</p>

現 行	改 正 後
<p>きを規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を参照するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 照会書面受領後の流れ 照会書面を受領後は、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③までについて確認し、当制度の利用ができない照会の場合には、照会者に対しその旨を連絡する。また、照会書面の補正及び追加書面の提出等が必要な場合には、照会者に対し所要の対応を求めることができる。</p> <p>① ~ ③ (略)</p> <p>④ 回答 照会を受けた課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。</p> <p>イ ~ ハ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>2-4、2-5 (略)</p>	<p>きを規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を参照するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 照会書面受領後の流れ 照会書面を受領後は、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③までについて確認し、当制度の利用ができない照会の場合には、照会者に対しその旨を連絡する。また、照会書面の補正及び追加書面の提出等が必要な場合には、照会者に対し所要の対応を求めることができる。</p> <p>① ~ ③ (略)</p> <p>④ 回答 照会を受けた課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。<u>なお、いずれの場合においても、できるだけ早く回答すること</u>に務めることとする。</p> <p>イ ~ ハ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>2-4、2-5 (略)</p>
<p>3 運用型信託会社</p> <p>3-1 行政報告</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。</p> <p>① ~ ⑦ (略)</p> <p>⑧ 法第49条第1項及び第3項の規定による請求並びに<u>第50条第2項の規定による意見の陳述</u></p> <p>3-2 免許申請書の審査に際しての留意事項</p>	<p>3 運用型信託会社</p> <p>3-1 行政報告</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。</p> <p>① ~ ⑦ (略)</p> <p>⑧ 法第49条第1項及び第3項の規定による請求並びに<u>法第50条第2項の規定による意見の陳述</u></p> <p>3-2 免許申請書の審査に際しての留意事項</p>

現 行	改 正 後
<p>申請者より、法第 4 条に基づく免許の申請があった場合には、以下の点に留意するものとする。</p> <p>3-2-1 免許申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項 (1) ~ (2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 法第 4 条第 2 項第 5 号の「収支の見込みを記載した書類」とは、具体的には、業務の開始を予定する日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して 3 営業年度における別紙様式 10 により作成した信託会社単体ベース及び規則第 8 条第 1 項第 1 号に規定する子会社等を含めた連結ベースの業務の収支見込み並びにその根拠を記載した書類とする。</p> <p>(4) 規則第 5 条第 2 項第 3 号の住民票の抄本には、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。 ① ~ ④ (略)</p> <p>(5) 国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面の写し又はこれに準ずる書面は、規則第 5 条第 2 項第 3 号の「これに代わる書面」に該当する。</p> <p>(6) 規則第 5 条第 2 項第 4 号に掲げる「取締役、執行役又は監査役が法第 5 条第 2 項第 8 号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役、執行役又は監査役が誓約する書面」には、同号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、法第 44 条第 1 項第 4 号に掲げる免許取消し事由に該当すること及び同条第 2 項の規定による解任命令の対象となることを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p>(7) 規則第 5 条第 2 項第 7 号に掲げる「主要株主が法第 5 条第 2 項第 9 号</p>	<p>申請者より、法第 4 条に基づく免許の申請があった場合には、以下の点に留意するものとする。</p> <p>3-2-1 免許申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項 (1) ~ (2) (略)</p> <p><u>(3) 官公署が証明する書類については、申請の日前 3 ヶ月以内に作成されたものを提出させるものとする。</u></p> <p>(4) 法第 4 条第 2 項第 5 号の「収支の見込みを記載した書類」とは、具体的には、業務の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して 3 事業年度における別紙様式 10 により作成した信託会社単体ベース及び規則第 8 条第 1 項第 1 号に規定する子会社等を含めた連結ベースの業務の収支見込み並びにその根拠を記載した書類とする。</p> <p>(5) 規則第 5 条第 2 項第 3 号の住民票の抄本には、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。 ① ~ ④ (略)</p> <p>(6) 国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面の写し又はこれに準ずる書面は、規則第 5 条第 2 項第 3 号の「これに代わる書面」に該当する。</p> <p>(7) 規則第 5 条第 2 項第 5 号に掲げる「取締役、執行役、<u>会計参与及び監査役</u>が法第 5 条第 2 項第 8 号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役、執行役、<u>会計参与及び監査役</u>が誓約する書面」には、同号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、法第 44 条第 1 項第 4 号に掲げる免許取消し事由に該当すること及び同条第 2 項の規定による解任命令の対象となることを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p>(8) 規則第 5 条第 2 項第 8 号に掲げる「主要株主が法第 5 条第 2 項第 9 号</p>

現 行	改 正 後
<p>イ及びロ並びに第10号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを免許申請者が誓約する書面」には、主要株主が同項第9号イ及びロ並びに第10号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、法第44条第1項第4号に掲げる免許取消し事由に該当すること及び法第111条2号の規定による罰則の適用があり得ることを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p>(8) 規則第5条第2項第10号に掲げる「信託業務に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況を記載した書面」には、以下の事項を記載するものとする。</p> <p>① 信託業務に関する知識を有する者並びに信託業務及び信託関係法令に関する知識を有する者の知識を習得した方法（知識を有することを証する書面がある場合には当該書面を含む。）並びに当該者の配置予定先</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>② (略)</p> <p>(9) 規則第5条第2項第11号に掲げる「その他法第5条の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面」とは、具体的には以下のとおり取り扱うものとする。</p>	<p>イ及びロ並びに第10号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを免許申請者が誓約する書面」には、主要株主が同項第9号イ及びロ並びに第10号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、法第44条第1項第4号に掲げる免許取消し事由に該当すること及び法第111条2号の規定による罰則の適用があり得ることを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p>(9) 規則第5条第2項第11号に掲げる「信託業務に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況を記載した書面」には、以下の事項を記載するものとする。</p> <p>① 信託業務に関する知識を有する者並びに信託業務及び信託関係法令に関する知識を有する者の知識を習得した方法（知識を有することを証する書面がある場合には当該書面を含む。）並びに当該者の配置予定先</p> <p><u>(注)「信託業務に関する知識」とは、信託業を営む上で必要となる信託業務全般の基礎的な知識のことをいい、例えば、信託の仕組み、信託法、信託業法のほか、金融商品の販売等に関する法律、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律、個人情報の保護に関する法律など信託業務を行う上で必要となる関係法令、信託業の実務（既存の信託商品の内容、信託の税制等）についての基礎知識が考えられる。</u></p> <p><u>また、「信託関係法令に関する知識」とは、当該知識を習得した者が主に法令等遵守部門に配置されることを前提とした信託関係法令についての専門的な知識のことをいい、例えば、信託法、信託業法その他関係法令（民法、刑法等の基本法の関連部分を含む。）についての（過去の重要判例等も含めた）専門的知識が考えられる。</u></p> <p><u>なお、「知識を有することを証する書面」とは、例えば、信託業務の経験を示す履歴書や信託業務・信託関係法令に関する知識習得研修の受講証明書などが考えられる。</u></p> <p>② (略)</p> <p>(10) 規則第5条第2項第12号に掲げる「その他法第5条の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面」とは、具体的には以下のとおり取り扱うものとする。</p>

現 行	改 正 後
<p>① (略)</p> <p>② <u>取り組みを予定している信託スキームの概要図</u></p> <p>③ ~ ④ (略)</p> <p>3-2-2 業務方法書の審査</p> <p>法第5条第1項第1号に基づく定款及び業務方法書の審査のうち、業務方法書の規定が法令に適合し、信託業務を適正に遂行するために十分なものであるか否かの審査については、法第4条第3項各号及び規則第6条第2項各号に掲げる必要記載項目ごとに、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 信託財産の分別管理の方法</p> <p><u>引受けを行う</u>信託財産の種類ごとに固有財産及び他の信託財産との分別管理の方法が記載されているか。公示手段として信託の登記又は登録の制度が設けられている財産権については、登記又は登録をする旨が記載されているか。なお、信託財産の管理を第三者に委託する場合には委託先に求める分別管理の方法についても記載されているか。</p> <p>(4) 信託業務の実施体制</p> <p>組織図及び各組織が担当する業務の概略等が記載されているか。また、これにより以下の事項が明らかにされているか。</p> <p>① ~ ③ (略)</p> <p>④ 信託業務を担当する役員の担当業務並びに信託業務を担当する組織及びその事務分掌について、社内規則に規定されているか。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(5) ~ (8) (略)</p> <p>3-2-3 (略)</p>	<p><u>なお、②については、引受けを行おうとする全ての信託財産について記載される必要があることに留意するものとする。</u></p> <p>① (略)</p> <p>② <u>取り組みを予定している信託スキームの概要図（委託者、受託者、受益者、投資家等の関係者間における時系列順の取引内容等の説明の記載を含む。）</u></p> <p>③ ~ ④ (略)</p> <p>3-2-2 業務方法書の審査</p> <p>法第5条第1項第1号に基づく定款及び業務方法書の審査のうち、業務方法書の規定が法令に適合し、信託業務を適正に遂行するために十分なものであるか否かの審査については、法第4条第3項各号及び規則第6条第2項各号に掲げる必要記載項目ごとに、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 信託財産の分別管理の方法</p> <p><u>管理又は処分を行う</u>信託財産の種類ごとに固有財産及び他の信託財産との分別管理の方法が記載されているか。公示手段として信託の登記又は登録の制度が設けられている財産権については、登記又は登録をする旨が記載されているか。なお、信託財産の管理を第三者に委託する場合には委託先に求める分別管理の方法についても記載されているか。</p> <p>(4) 信託業務の実施体制</p> <p>組織図及び各組織が担当する業務の概略等が記載されているか。また、これにより以下の事項が明らかにされているか。</p> <p>① ~ ③ (略)</p> <p>④ 信託業務を担当する役員の担当業務並びに信託業務を担当する組織及びその事務分掌について、社内規則に規定する旨が定められるとともに<u>当該社内規則が整備</u>されているか。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(5) ~ (8) (略)</p> <p>3-2-3 (略)</p>

現 行	改 正 後
<p>3-2-4 人的構成に照らした業務遂行能力の審査</p> <p>申請者が法第5条第1項第3号並びに規則第7条第3号及び第4号に掲げる業務遂行能力等に関する基準を満たしているか否かについては、業務方法書等の記載内容に照らして、以下により判断することとする。なお、これらはあくまでも例示であり、その行うべき体制整備等は申請者が行おうとする信託業務の規模、特性により異なることに留意し、申請者が以下の基準を満たしていない場合には、満たす必要がない合理的理由について聴取することとする。</p> <p>(1) 顧客保護の観点からの信託業務の執行方法の審査</p> <p>① ~ ② (略)</p> <p>③ 信託財産の状況に係る情報提供及び信託財産の経理に関する業務の執行方法</p> <p>信託財産の状況に関する情報提供に関する社内規則に、受益者への運用状況の情報提供方法が具体的に定められているか。また、<u>規則第5条第2項第8号イ</u>に掲げる信託財産に関する経理に関する社内規則に、<u>信託財産の経理に関する基準</u>(信託財産の評価方法、収益金の計算方法等)が定められているか。なお、受益者への運用状況の情報提供、収益金の計算及び実際の支払い等は、信託財産運用部門、営業の本部機能を有する部門から独立した部門が行うなど相互牽制機能が十分に働く執行体制となっているか。</p> <p>④ 帳簿書類の作成及び閲覧の方法</p> <p><u>規則第5条第2項第8号ロ</u>に掲げる帳簿書類の作成及び閲覧に関する社内規則に、<u>信託法第39条第1項</u>に規定する帳簿及び同条第2項に規定する財産目録の作成及び閲覧の方法が具体的に記載されているか。</p> <p>(2) 経営体制等に照らした業務遂行能力の審査</p> <p>① 経営体制(役員又は従業員の確保状況)</p> <p>イ ~ へ (略)</p> <p><u>(注) 信託受益権販売業を営む場合には、10-2-4(2)①の基準についても満たす必要があることに留意する。</u></p> <p>② 業務運営体制</p> <p>イ、ロ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>3-2-4 人的構成に照らした業務遂行能力の審査</p> <p>申請者が法第5条第1項第3号並びに規則第7条第3号及び第4号に掲げる業務遂行能力等に関する基準を満たしているか否かについては、業務方法書等の記載内容に照らして、以下により判断することとする。なお、これらはあくまでも例示であり、その行うべき体制整備等は申請者が行おうとする信託業務の規模、特性により異なることに留意し、申請者が以下の基準を満たしていない場合には、満たす必要がない合理的理由について聴取することとする。</p> <p>(1) 顧客保護の観点からの信託業務の執行方法の審査</p> <p>① ~ ② (略)</p> <p>③ 信託財産の状況に係る情報提供及び信託財産の経理に関する業務の執行方法</p> <p>信託財産の状況に関する情報提供に関する社内規則に、受益者への運用状況の情報提供方法が具体的に定められているか。また、<u>規則第5条第2項第9号イ</u>に掲げる信託財産に関する経理に関する社内規則に、<u>信託財産の経理に関する基準</u>(信託財産の評価方法、収益金の計算方法等)が定められているか。なお、受益者への運用状況の情報提供、収益金の計算及び実際の支払い等は、信託財産運用部門、営業の本部機能を有する部門から独立した部門が行うなど相互牽制機能が十分に働く執行体制となっているか。</p> <p>④ 帳簿書類の作成及び閲覧の方法</p> <p><u>規則第5条第2項第9号ロ</u>に掲げる帳簿書類の作成及び閲覧に関する社内規則に、<u>信託法第39条第1項</u>に規定する帳簿及び同条第2項に規定する財産目録の作成及び閲覧の方法が具体的に記載されているか。</p> <p>(2) 経営体制等に照らした業務遂行能力の審査</p> <p>① 経営体制(役員又は従業員の確保状況)</p> <p>イ ~ へ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② 業務運営体制</p> <p>イ、ロ (略)</p> <p><u>ハ 信託の利用目的、機能等を十分に認識し、引受けを行おうとする財</u></p>

現 行	改 正 後
<p>ハ 信託財産を市場で運用する場合には、信託財産の運用に関する社内規則（注）が整備されているか。また、当該規則に基づく運用が確保される体制が整備されているか。</p> <p>（注） （略）</p> <p>ニ 運用の判断プロセスの適切性を含め、信託財産が信託約款等に則り適切に運用されているか（運用状況の記録を保存しているかを含む。）について、信託財産運用部門から独立した部門による定期的な検証ができる体制が整備されているか。</p> <p>ホ 法第 29 条第 2 項各号に掲げる取引を行おうとする場合には、社内規則において、当該取引を行う旨、当該取引の概要（態様及び条件を含む。）及び信託財産に損害を与えるおそれがないことの客観的・合理的な理由付け・疎明が、具体的に検証できる形で定められているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、信託勘定から固有勘定への運用に際し、受託者の信用リスクを適切に評価することとしているか。特に、受託者の財務の健全性低下が懸念される場合に上記の客観的・合理的な理由付け・疎明を行うには、より慎重かつ保守的な検証が必要であることを踏まえた社内規則となっているか。 ・ 当該取引を実施する部門から独立した内部監査部門による定期的かつ実効性のある検証・監査ができる体制が整備されているか。 <p>③ 業務管理体制</p> <p>イ、ロ （略）</p> <p>ハ 内部管理体制の整備</p> <p>a 規則第 5 条第 2 項第 8 号ハに掲げる内部管理に関する業務の運営に関する社内規則に、当該業務の具体的な運営方法及び社内における責任体制が明確に記載されているか。</p> <p>b （略）</p> <p>3-2-5 （略）</p>	<p><u>産が信託財産として適法性や適切性を備えていることを適時・適切に検証する受託及び管理のための体制が整備されているか。</u></p> <p><u>特に、資産の流動化・証券化取引に信託が用いられる場合には、信託受託者として、信託財産となる有価証券、金銭債権、不動産等の原資産の適法性等のみならず、評価の公正性・妥当性についても、的確かつ適正に確認・検証可能な体制の整備が必要であることに留意するものとする。</u></p> <p>ニ 信託財産を市場で運用する場合には、信託財産の運用に関する社内規則（注）が整備されているか。また、当該規則に基づく運用が確保される体制が整備されているか。</p> <p>（注） （略）</p> <p>ホ 運用の判断プロセスの適切性を含め、信託財産が信託約款等に則り適切に運用されているか（運用状況の記録を保存しているかを含む。）について、信託財産運用部門から独立した部門による定期的な検証ができる体制が整備されているか。</p> <p>△ 法第 29 条第 2 項各号に掲げる取引を行おうとする場合には、社内規則において、当該取引を行う旨、当該取引の概要（態様及び条件を含む。）及び信託財産に損害を与えるおそれがないことの客観的・合理的な理由付け・疎明が、具体的に検証できる形で定められているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、信託勘定から固有勘定への運用に際し、受託者の信用リスクを適切に評価することとしているか。特に、受託者の財務の健全性低下が懸念される場合に上記の客観的・合理的な理由付け・疎明を行うには、より慎重かつ保守的な検証が必要であることを踏まえた社内規則となっているか。 ・ 当該取引を実施する部門から独立した内部監査部門による定期的かつ実効性のある検証・監査ができる体制が整備されているか。 <p>③ 業務管理体制</p> <p>イ、ロ （略）</p> <p>ハ 内部管理体制の整備</p> <p>a 規則第 5 条第 2 項第 9 号ハに掲げる内部管理に関する業務の運営に関する社内規則に、当該業務の具体的な運営方法及び社内における責任体制が明確に記載されているか。</p> <p>b （略）</p> <p>3-2-5 （略）</p>

現 行	改 正 後
<p>3-3 監督に係る事務処理上の留意事項</p> <p>3-3-1 (略)</p> <p>3-3-2 業務方法書の変更認可 法第13条第1項に規定する業務方法書の変更認可については、以下の点に留意するものとする。また、審査に当たっては、その変更内容に応じて、本監督指針の免許の審査基準を満たさないこととならないかどうか留意するものとする。</p> <p>(1) 規則第24条第2項第4号に掲げる「その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類」については、業務方法書の変更内容に応じて、<u>3-2-1(8)及び(9)</u>に記載した書面の提出を求めるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3-3-3 取締役の兼職の制限 (1) (略)</p> <p>(2) 法第16条に規定する「他の会社」とは、<u>商法</u>上の会社を問わず全ての「会社」をいい、公益法人、組合等は含まない。また、「他の会社の常務に従事し」とは、他の会社の取締役であることを要せず、他の会社の実務に携わる場合をいう。 したがって、他の会社の代表権のある取締役に就任する場合は全て承認の対象となるほか、代表権のない取締役でも会長、副会長、社長、副社長、専務、常務として対外的に常務に従事しているとみられるものは承認の対象となる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3-3-4 兼業承認 (1) (略)</p>	<p>3-3 監督に係る事務処理上の留意事項</p> <p>3-3-1 (略)</p> <p>3-3-2 業務方法書の変更認可 法第13条第1項に規定する業務方法書の変更認可については、以下の点に留意するものとする。また、審査に当たっては、その変更内容に応じて、本監督指針の免許の審査基準を満たさないこととならないかどうか留意するものとする。</p> <p>(1) 規則第24条第2項第4号に掲げる「その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類」については、業務方法書の変更内容に応じて、<u>3-2-1(9)及び(10)</u>に記載した書面の提出を求めるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3-3-3 取締役の兼職の制限 (1) (略)</p> <p>(2) 法第16条に規定する「他の会社」とは、<u>会社法</u>上の会社を問わず全ての「会社」をいい、公益法人、組合等は含まない。また、「他の会社の常務に従事し」とは、他の会社の取締役であることを要せず、他の会社の実務に携わる場合をいう。 したがって、他の会社の代表権のある取締役に就任する場合は全て承認の対象となるほか、代表権のない取締役でも会長、副会長、社長、副社長、専務、常務として対外的に常務に従事しているとみられるものは承認の対象となる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3-3-4 兼業承認 (1) (略)</p>

現 行	改 正 後
<p>(2) 兼業業務に係る財産と信託財産との間の取引を行おうとする場合には、<u>3-2-4(2)④</u>に記載した社内規則の整備の状況について確認するものとする。</p> <p>3-3-5 信託業務の委託</p> <p>法第22条第1項に規定する「信託業務の委託」に該当するか否かは、信託業務の一部の委託を受けた第三者が行う業務の内容及び個々の信託財産の管理又は処分の状況等に照らして、当該第三者が信託財産の管理又は処分に関する裁量を有すると認められるか否かにより判断することとし、定型的なサービス提供者のサービスを利用する場合や、単純な事務処理等を行わせる場合には、これに該当しないことに留意する。</p> <p>具体的には、例えば以下のような行為が委託に該当するものと考えられるが、上記に照らして個別に判断することとする。</p> <p>① ～ ⑦ (略)</p> <p>(注) 例えば以下のような行為は「信託業務の委託」に該当しないと考えられる。</p> <p>イ ～ ハ (略)</p> <p>ニ 社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第75条の記載又は記録(これに類似するものを含む。)を<u>口座振替機関</u>に行わせる場合</p> <p>ホ ～ チ (略)</p> <p>3-3-6 産業活力再生特別措置法に関する留意事項</p> <p>我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針(平成15年4月10日付経済産業省告示第129号)、産業活力再生特別措置法の施行に係る指針(平成15年4月9日付内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号)について、信託会社への適用に際しては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 「従業員1人あたりの付加価値額」については、例えば、<u>営業報告書</u>中の「営業利益」、「給料」、「固定資産減価償却費」の和を従業員数で除すことにより算出するものとする。</p>	<p>(2) 兼業業務に係る財産と信託財産との間の取引を行おうとする場合には、<u>3-2-4(2)④</u>に記載した社内規則の整備の状況について確認するものとする。</p> <p>3-3-5 信託業務の委託</p> <p>法第22条第1項に規定する「信託業務の委託」に該当するか否かは、信託業務の一部の委託を受けた第三者が行う業務の内容及び個々の信託財産の管理又は処分の状況等に照らして、当該第三者が信託財産の管理又は処分に関する裁量を有すると認められるか否かにより判断することとし、定型的なサービス提供者のサービスを利用する場合や、単純な事務処理等を行わせる場合には、これに該当しないことに留意する。</p> <p>具体的には、例えば以下のような行為が委託に該当するものと考えられるが、上記に照らして個別に判断することとする。</p> <p>① ～ ⑦ (略)</p> <p>(注) 例えば以下のような行為は「信託業務の委託」に該当しないと考えられる。</p> <p>イ ～ ハ (略)</p> <p>ニ 社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に規定する<u>振替口座簿</u>の記載又は記録(これに類似するものを含む。)を<u>振替機関及び口座管理機関</u>に行わせる場合</p> <p>ホ ～ チ (略)</p> <p>3-3-6 産業活力再生特別措置法に関する留意事項</p> <p>我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針(平成15年4月10日付経済産業省告示第129号)、産業活力再生特別措置法の施行に係る指針(平成15年4月9日付内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号)について、信託会社への適用に際しては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 「従業員1人あたりの付加価値額」については、例えば、<u>事業報告書</u>中の「営業利益」、「給料」、「固定資産減価償却費」の和を従業員数で除すことにより算出するものとする。</p>

現 行	改 正 後
<p>3-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>運用型信託会社の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第42条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第43条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する免許申請の際の審査基準を満たしているか、法令、定款、業務方法書、社内規則等を遵守した適切な業務運営が行われているか否かのほか、以下の点にも留意するものとする。</p> <p>3-4-1 ~ 3-4-5 (略)</p> <p>3-4-6 信託契約代理店の管理体制 信託契約代理店との間で信託契約代理業に係る委託契約を締結するに当たって、当該代理店の信託業務に関する知識、信託契約代理業務の遂行能力、他に営む業務の内容等が審査されているか。 また、自己を所属信託会社とする信託契約代理店の適切な運営を確保するため、法令等の遵守、信託業務に関する知識、内部管理体制等について、適切な管理、指導を行っているか。また、信託契約代理店の法令等遵守体制及び業務運営の適切性について定期的に監査を実施しているか。</p> <p>3-4-7 (略)</p> <p>3-5 (略)</p> <p>3-6 廃業等に係る留意事項</p> <p>信託会社から、法第41条第1項第1号及び規則第48条第1項第5号の規定による破産手続開始等の申立てに係る届出並びに法第41条第4項の規定による公告の届出（合併、分割及び営業譲渡に係るものを除く。）を受理した場合には、ヒアリング、法第42条に基づく報告徴求又は検査等を実施し、以下の点を確認するものとする。確認の結果、問題が認められた場合には業務改善命令を行うほか、免許取消事由が確認された場合には、直ちに免許取消しを行うこととする。</p>	<p>3-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>運用型信託会社の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第42条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第43条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する免許申請の際の審査基準を満たしているか、法令、定款、業務方法書、社内規則等を遵守した適切な業務運営が行われているか否かのほか、以下の点にも留意するものとする。</p> <p>3-4-1 ~ 3-4-5 (略)</p> <p>3-4-6 信託契約代理店の管理体制 信託契約代理店との間で信託契約代理業に係る委託契約を締結するに当たって、当該代理店の信託業務又は信託契約代理業務に関する知識、信託契約代理業務の遂行能力、他に営む業務の内容等が審査されているか。 また、自己を所属信託会社とする信託契約代理店の適切な運営を確保するため、法令等の遵守、信託業務に関する知識、内部管理体制等について、適切な管理、指導を行っているか。また、信託契約代理店の法令等遵守体制及び業務運営の適切性について定期的に監査を実施しているか。</p> <p>3-4-7 (略)</p> <p>3-5 (略)</p> <p>3-6 廃業等に係る留意事項</p> <p>信託会社から、法第41条第1項第1号及び規則第48条第1項第5号の規定による破産手続開始等の申立てに係る届出並びに法第41条第4項の規定による公告の届出（合併、<u>会社分割</u>及び事業譲渡に係るものを除く。）を受理した場合には、ヒアリング、法第42条に基づく報告徴求又は検査等を実施し、以下の点を確認するものとする。確認の結果、問題が認められた場合には業務改善命令を行うほか、免許取消事由が確認された場合には、直ちに免許取消しを行うこととする。</p>

現 行	改 正 後
<p>① (略)</p> <p>② 法第 41 条第 4 項の規定による公告の届出（合併、<u>分割及び営業譲渡</u>に係るものを除く。）を受理した場合であって上記①に該当しない場合には、受託者の地位を辞することに関し、信託法第 43 条の規定に基づき委託者及び受益者の承諾を得ているか又は信託法第 46 条の規定に基づき裁判所の許可を得ているか。また、合併及び破産以外の解散の場合には、解散事由が発生しているか。</p> <p>(注) (略)</p> <p>3-7 (略)</p>	<p>① (略)</p> <p>② 法第 41 条第 4 項の規定による公告の届出（合併、<u>会社分割及び事業譲渡</u>に係るものを除く。）を受理した場合であって上記①に該当しない場合には、受託者の地位を辞することに関し、信託法第 43 条の規定に基づき委託者及び受益者の承諾を得ているか又は信託法第 46 条の規定に基づき裁判所の許可を得ているか。また、合併及び破産以外の解散の場合には、解散事由が発生しているか。</p> <p>(注) (略)</p> <p>3-7 (略)</p>
<p>4 運用型外国信託会社 (略)</p>	<p>4 運用型外国信託会社 (略)</p>
<p>5 管理型信託会社</p> <p>5-1 (略)</p>	<p>5 管理型信託会社</p> <p>5-1 (略)</p>
<p>5-2 登録に際しての留意事項</p> <p>5-2-1 (略)</p>	<p>5-2 登録に際しての留意事項</p> <p>5-2-1 (略)</p>
<p>5-2-2 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項 3-2-1 (1)、(2)及び(4)から(8)までに掲げる事項に準じるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 規則第 13 条第 2 号に掲げる「営もうとする信託業が管理型信託業に該当することを証する書面」とは、具体的には、取り組みを予定している信託スキームの概要図（<u>概要図の説明の記載を含む。</u>）をもとに管理型信託業に該当することを証明する書面のほか、管理型信託業に該当することを確認するため参考となる書面を添付したものとする。</p>	<p>5-2-2 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項 3-2-1 (1)から(3)まで及び(5)から(9)までに掲げる事項に準じるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 規則第 13 条第 2 号に掲げる「営もうとする信託業が管理型信託業に該当することを証する書面」とは、具体的には、取り組みを予定している信託スキームの概要図（<u>委託者、受託者、受益者、投資家等の関係者間における時系列順の取引内容等の説明の記載を含む。</u>）をもとに管理型信託業に該当することを証明する書面のほか、管理型信託業に該当することを確認するため参考となる書面を添付したものとする。なお、当該書面は、<u>引受けを行おうとする全ての信託財産について記載される必要があることに留意するものとする。</u></p>

現 行	改 正 後
<p>5-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。）</p> <p>(1) 登録番号の取扱い</p> <p>① 登録番号は、財務局長ごとに一連番号を付す（ただし、4、9、13、42、83、103 は欠番とする。）ものとし、管理型信託会社登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。</p> <p>・〇〇財務局長（信）第〇〇号 <u>（新設）</u></p> <p>② 登録がその効力を失った場合の登録番号は欠番とし、補充は行わないものとする。</p> <p>③ 登録番号を別紙様式 17 による管理型信託会社登録番号台帳により管理するものとする。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 管理型信託会社登録簿</p> <p>① (略)</p> <p>② 登録申請書記載事項に係る変更届出書が提出された場合には、当該届出書に添付される登録申請書の変更面と管理型信託会社登録簿の当該面とを差替えるものとする。</p> <p>なお、新株予約権付社債を発行している信託会社の新株予約権の行使による<u>資本の額</u>の変更届出書については、毎月末における<u>資本の額</u>を翌月 15 日までに提出させ、1 ヶ月ごとに当該管理型信託会社登録簿を差し替えるものとする。</p> <p>③ ～ ⑦ (略)</p> <p>5-2-4 登録拒否事由の審査</p> <p>法第 10 条第 1 項各号に掲げる事由に該当しないことを確認するものとする。その際、以下の点に留意するものとする。</p>	<p>(注)「管理型信託業に該当することを確認するため参考となる書面」とは、<u>例えば、申請者が営もうとする信託業が管理型信託業に該当することを証するための補足資料として、リーガルオピニオン、信託契約書案、業務運営マニュアル案などが考えられる。</u></p> <p>5-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。）</p> <p>(1) 登録番号の取扱い</p> <p>① 登録番号は、財務局長ごとに一連番号を付す（ただし、4、9、13、42、83、103 は欠番とする。）ものとし、管理型信託会社登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。</p> <p>・〇〇財務局長（信〇）第〇〇号</p> <p>② 登録番号の括弧内には登録の回数を記入するものとする。ただし、<u>当初の登録時には記入しない（括弧内は「(信)」ものとし、最初の更新時以降記入する（最初の更新時の括弧内は「(信2)」ものとする。</u></p> <p>③ 登録がその効力を失った場合の登録番号は欠番とし、補充は行わないものとする。</p> <p>④ 登録番号を別紙様式 17 による管理型信託会社登録番号台帳により管理するものとする。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 管理型信託会社登録簿</p> <p>① (略)</p> <p>② 登録申請書記載事項に係る変更届出書が提出された場合には、当該届出書に添付される登録申請書の変更面と管理型信託会社登録簿の当該面とを差替えるものとする。</p> <p>なお、新株予約権付社債を発行している信託会社の新株予約権の行使による<u>資本金の額</u>の変更届出書については、毎月末における<u>資本金の額</u>を翌月 15 日までに提出させ、1 ヶ月ごとに当該管理型信託会社登録簿を差し替えるものとする。</p> <p>③ ～ ⑦ (略)</p> <p>5-2-4 登録拒否事由の審査</p> <p>法第 10 条第 1 項各号に掲げる事由に該当しないことを確認するものとする。その際、以下の点に留意するものとする。</p>

現 行	改 正 後
<p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 業務方法書の審査 法第 10 条第 1 項第 4 号に基づく定款及び業務方法書の審査のうち、業務方法書の規定が法令に適合し、管理型信託業務を適正に遂行するために十分なものであるか否かの審査については、法第 8 条第 3 項各号及び規則第 14 条第 2 項において準用する規則第 6 条第 2 項各号に掲げる必要記載項目ごとに、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 信託業務の実施体制 組織図及び各組織が担当する業務の概略等が記載されているか。また、これにより以下の事項が明らかにされているか。 イ ～ ハ (略) ニ 信託業務を担当する役員の担当業務並びに信託業務を担当する組織及びその事務分掌について、社内規則に規定されているか。</p> <p>(注) (略)</p> <p>③ 上記①及び②以外の必要記載項目 <u>3-2-2</u>に準じるものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>5-2-5 (略)</p> <p>5-3 (略)</p> <p>5-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>管理型信託会社の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第 42 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 43 条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する登録申請の際の審査基準を満たしているか、法令、定款、業務方法書、社内規則等を遵守した適切な業務運営が行われているか否か、3-4 に記載した事項のほか、以下の</p>	<p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 業務方法書の審査 法第 10 条第 1 項第 4 号に基づく定款及び業務方法書の審査のうち、業務方法書の規定が法令に適合し、管理型信託業務を適正に遂行するために十分なものであるか否かの審査については、法第 8 条第 3 項各号及び規則第 14 条第 2 項において準用する規則第 6 条第 2 項各号に掲げる必要記載項目ごとに、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 信託業務の実施体制 組織図及び各組織が担当する業務の概略等が記載されているか。また、これにより以下の事項が明らかにされているか。 イ ～ ハ (略) ニ 信託業務を担当する役員の担当業務並びに信託業務を担当する組織及びその事務分掌について、社内規則に<u>規定する旨が定められるとともに当該社内規則が整備</u>されているか。</p> <p>(注) (略)</p> <p>③ 上記①及び②以外の必要記載項目 <u>3-2-2 (3-2-2 (6)を除く。)</u>に準じるものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>5-2-5 (略)</p> <p>5-3 (略)</p> <p>5-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>管理型信託会社の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第 42 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 43 条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する登録申請の際の審査基準を満たしているか、法令、定款、業務方法書、社内規則等を遵守した適切な業務運営が行われているか否か、3-4 に記載した事項のほか、以下の</p>

現 行	改 正 後
<p>点に留意するものとする。</p>	<p>点に留意するものとする。</p>
<p>5-4-1 業務遂行能力に関する留意事項 (1) (略)</p> <p>(2) 業務運営体制 3-2-4(2)②イ、ロ及びホに準じるものとする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>5-4-1 業務遂行能力に関する留意事項 (1) (略)</p> <p>(2) 業務運営体制 3-2-4(2)②イからハまで及びヘに準じるものとする。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>5-5 ~ 5-7 (略)</p>	<p>5-5 ~ 5-7 (略)</p>
<p>6 管理型外国信託会社</p>	<p>6 管理型外国信託会社</p>
<p>6-1 (略)</p>	<p>6-1 (略)</p>
<p>6-2 登録に際しての留意事項</p>	<p>6-2 登録に際しての留意事項</p>
<p>6-2-1、6-2-2 (略)</p>	<p>6-2-1、6-2-2 (略)</p>
<p>6-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。） 5-2-3に準じるものとする。ただし、管理型外国信託会社登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。 ・〇〇財務局長（外信）第〇〇号 なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p>	<p>6-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。） 5-2-3に準じるものとする。ただし、管理型外国信託会社登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。 ・〇〇財務局長（外信〇）第〇〇号 なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p>
<p>6-2-4、6-2-5 (略)</p>	<p>6-2-4、6-2-5 (略)</p>
<p>6-3 ~ 6-5 (略)</p>	<p>6-3 ~ 6-5 (略)</p>
<p>7 特定信託業者 (略)</p>	<p>7 特定信託業者 (略)</p>
<p>8 特定大学技術移転事業承認事業者（承認TLO）</p>	<p>8 特定大学技術移転事業承認事業者（承認TLO）</p>

現 行	改 正 後
<p>8-1 (略)</p> <p>8-2 登録に際しての留意事項</p> <p>8-2-1 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項 3-2-1(1)、(2)及び(4)から(6)までに掲げる事項に準じるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 規則第53条第2項第6号に掲げる「信託業務に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況を記載した書面」には、以下の事項を記載するものとする。</p> <p>① 信託業務に関する知識を有する者並びに信託業務及び信託関係法令に関する知識を有する者の知識を習得した方法（知識を有することを証する書面がある場合には当該書面を含む。）並びに当該者の配置予定先</p> <p>② (略)</p> <p>8-2-2 登録の手続き 5-2-3に準じるものとする。ただし、特定大学技術移転事業承認事業者登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。 ・〇〇財務局長（特信）第〇〇号 なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>8-2-3 登録拒否事由の審査 法第52条第2項において準用する法第10条第1項各号に掲げる事由に該当しないことを確認するものとする。その際、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 業務方法書の審査 法第52条第2項において準用する法第10条第1項第4号に基づく定</p>	<p>8-1 (略)</p> <p>8-2 登録に際しての留意事項</p> <p>8-2-1 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項 3-2-1(1)から(3)まで及び(5)から(7)までに掲げる事項に準じるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 規則第53条第2項第6号に掲げる「信託業務に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況を記載した書面」には、以下の事項を記載するものとする。</p> <p>① 信託業務に関する知識を有する者並びに信託業務及び信託関係法令に関する知識を有する者の知識を習得した方法（知識を有することを証する書面がある場合には当該書面を含む。）並びに当該者の配置予定先 <u>(注)「信託業務に関する知識」、「信託関係法令に関する知識」及び「知識を有することを証する書面」の具体的内容については、3-2-1(9)①(注)に準じるものとする。</u></p> <p>② (略)</p> <p>8-2-2 登録の手続き 5-2-3（5-2-3(1)②を除く。）に準じるものとする。ただし、特定大学技術移転事業承認事業者登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。 ・〇〇財務局長（特信）第〇〇号 なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>8-2-3 登録拒否事由の審査 法第52条第2項において準用する法第10条第1項各号に掲げる事由に該当しないことを確認するものとする。その際、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 業務方法書の審査 法第52条第2項において準用する法第10条第1項第4号に基づく定</p>

現 行	改 正 後
<p>款若しくは寄付行為又は業務方法書の審査のうち、業務方法書の規定が法令に適合し、特定大学技術移転事業に該当する信託の引受けを適正に遂行するために十分なものであるか否かの審査については、法第 52 条第 2 項において準用する法第 8 条第 3 項各号及び規則第 14 条第 2 項において準用する規則第 6 条第 2 項各号に掲げる必要記載項目ごとに、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 上記①以外の必要記載項目 3-2-2 に準じるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>8-2-4 (略)</p> <p>8-3 ~ 8-7 (略)</p>	<p>款若しくは寄付行為又は業務方法書の審査のうち、業務方法書の規定が法令に適合し、特定大学技術移転事業に該当する信託の引受けを適正に遂行するために十分なものであるか否かの審査については、法第 52 条第 2 項において準用する法第 8 条第 3 項各号及び規則第 14 条第 2 項において準用する規則第 6 条第 2 項各号に掲げる必要記載項目ごとに、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 上記①以外の必要記載項目 3-2-2 (3-2-2 (6) を除く。) に準じるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>8-2-4 (略)</p> <p>8-3 ~ 8-7 (略)</p>
<p>9 信託契約代理店</p> <p>9-1 (略)</p> <p>9-2 登録に際しての留意事項</p> <p>9-2-1 登録の要否</p> <p>以下のいずれかの業務を行う者は、法第 67 条第 1 項に規定する信託契約代理店の登録を受ける必要があることに留意する。</p> <p>① 信託契約の締結の勧誘</p> <p>② 信託契約の締結の勧誘を目的とした信託商品の内容説明</p> <p>③ 信託契約の申込みの受領</p> <p>(注) 登録の要否については、一連の行為の中で当該行為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断する必要があるが、例えば、次に掲げる行為のみを行う者は、基本的に上記登録は不要であると考えられる。</p> <p>イ 信託会社、信託兼営金融機関、信託契約代理店の指示を受けて行う、商品案内チラシの単なる配布</p> <p>ロ 金融商品説明会における、一般的な信託商品の仕組み、活用法等</p>	<p>9 信託契約代理店</p> <p>9-1 (略)</p> <p>9-2 登録に際しての留意事項</p> <p>9-2-1 登録の要否</p> <p>以下のいずれかの業務を行う者は、法第 67 条第 1 項に規定する信託契約代理店の登録を受ける必要があることに留意する。</p> <p>① 信託契約の締結の勧誘</p> <p>② 信託契約の締結の勧誘を目的とした信託商品の内容説明</p> <p>③ 信託契約の申込みの受領</p> <p>(注) 登録の要否については、一連の行為の中で当該行為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断する必要があるが、例えば、次に掲げる行為のみを行う者は、基本的に上記登録は不要であると考えられる。</p> <p>イ 信託会社、<u>外国信託会社</u>、信託兼営金融機関、信託契約代理店の指示を受けて行う、商品案内チラシの単なる配布</p> <p>ロ 金融商品説明会における、一般的な信託商品の仕組み、活用法等に</p>

現 行	改 正 後
<p data-bbox="286 204 483 229">についての説明</p> <p data-bbox="152 277 407 303">9-2-2 (略)</p> <p data-bbox="152 357 1115 456">9-2-3 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項 3-2-1 (1)、(2)及び(4)から(6)までに掲げる事項に準じるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p data-bbox="174 507 322 533">(1) (略)</p> <p data-bbox="174 584 1115 865">(2) 申請者が法人又は信託契約代理業務を行う使用人のある個人（以下9-2において「使用人のある個人」という。）である場合には、規則第71条第5号に掲げる「申請者が信託契約代理業務に関する知識を有する者であることを証する書面」において、信託業務又は信託契約代理業務（以下9-2において「信託業務等」という。）に係る知識を有する者並びに信託業務等及び信託関係法令に関する知識を有する者の知識を習得した方法（知識を有することを証する書面がある場合には当該書面を含む。）並びに当該者の配置予定先を記載するものとする。</p> <p data-bbox="152 1241 1115 1414">9-2-4 登録の手続き 5-2-3に準じるものとする。ただし、信託契約代理店登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。 ・〇〇財務局長（代信）第〇〇号 なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p data-bbox="152 1458 564 1484">9-2-5 登録拒否事由の審査</p>	<p data-bbox="1294 204 1491 229">についての説明</p> <p data-bbox="1151 277 1406 303">9-2-2 (略)</p> <p data-bbox="1151 357 2114 456">9-2-3 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項 3-2-1 (1)から(3)まで及び(5)から(7)までに掲げる事項に準じるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p data-bbox="1173 507 1321 533">(1) (略)</p> <p data-bbox="1173 584 2114 865">(2) 申請者が法人又は信託契約代理業務を行う使用人のある個人（以下9-2において「使用人のある個人」という。）である場合には、規則第71条第5号に掲げる「申請者が信託契約代理業務に関する知識を有する者であることを証する書面」において、信託業務又は信託契約代理業務（以下9-2において「信託業務等」という。）に関する知識を有する者並びに信託業務等及び信託関係法令に関する知識を有する者の知識を習得した方法（知識を有することを証する書面がある場合には当該書面を含む。）並びに当該者の配置予定先を記載するものとする。</p> <p data-bbox="1209 871 2114 935"><u>(注)「信託業務に関する知識」及び「信託関係法令に関する知識」の具体的内容については、3-2-1(9)①(注)に準じるものとする。</u></p> <p data-bbox="1245 941 2114 1078"><u>また、「信託契約代理業務に関する知識」とは、信託契約代理業を営む上で必要となる基礎的な知識のことをいい、例えば、「信託業務に関する知識」のうち、信託契約締結の代理又は媒介を行う上で必要となるもの（部分）についての基礎知識が考えられる。</u></p> <p data-bbox="1245 1085 2114 1190"><u>なお、「知識を有することを証する書面」とは、例えば、信託業務等の経験を示す履歴書や信託業務等・信託関係法令に関する知識習得研修の受講証明書などが考えられる。</u></p> <p data-bbox="1151 1241 2114 1414">9-2-4 登録の手続き 5-2-3（5-2-3(1)②を除く。）に準じるものとする。ただし、信託契約代理店登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。 ・〇〇財務局長（代信）第〇〇号 なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p data-bbox="1151 1458 1563 1484">9-2-5 登録拒否事由の審査</p>

現 行	改 正 後
<p>法第 70 条各号に掲げる事由に該当しないことを確認するものとする。なお、同条第 3 号に掲げる信託契約代理業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されているか否かの審査に当たっては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 業務方法書の審査</p> <p>法第 68 条第 2 項第 2 号に掲げる業務方法書については、その記載内容が所属信託会社との間の信託契約代理業に係る業務委託契約書の写しの記載内容と整合的であるかを確認するとともに、規則第 72 条第 1 項各号に掲げる必要記載項目ごとに、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 取り扱う信託契約の種類</p> <p>取り扱う信託契約に係る信託財産の種類が分かるように記載されているか（例えば、「金銭信託に係る信託契約」、「金銭信託以外の金銭の信託に係る信託契約」、「有価証券信託に係る信託契約」など）。</p> <p>② 信託契約代理業務の実施体制</p> <p>法令等を遵守した適正な営業を行うための体制として、以下の事項が記載されているか。</p> <p>イ 申請者が法人である場合には、行おうとする信託契約代理業務の規模、特性に応じて、顧客管理、苦情・紛争処理、社内教育・研修、法令等遵守の管理（誤認防止体制の確保を含む。）、内部監査等を的確に行うための体制が記載されているか。また、内部監査部門は、信託契約代理業務を行う全ての部門に対して十分な牽制機能が働く独立した体制となっているか。</p> <p>なお、信託契約代理業務を担当する組織及びその事務分掌について、業務方法書に詳細を記載していない場合には、社内規則に規定しているか。</p> <p>(注) (略)</p> <p>□ ～ へ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>9-2-6 (略)</p> <p>9-3 ～ 9-6 (略)</p>	<p>法第 70 条各号に掲げる事由に該当しないことを確認するものとする。なお、同条第 3 号に掲げる信託契約代理業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されているか否かの審査に当たっては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 業務方法書の審査</p> <p>法第 68 条第 2 項第 2 号に掲げる業務方法書については、その記載内容が所属信託会社との間の信託契約代理業に係る業務委託契約書の写しの記載内容と整合的であるかを確認するとともに、規則第 72 条第 1 項各号に掲げる必要記載項目ごとに、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 取り扱う信託契約の種類</p> <p><u>規則第 6 条第 1 項各号に掲げる財産の区分に準じ</u>、取り扱う信託契約に係る信託財産の種類が分かるように記載されているか（例えば、「金銭に係る信託契約」、「金銭信託以外の金銭の信託に係る信託契約」、「有価証券信託に係る信託契約」など）。</p> <p>② 信託契約代理業務の実施体制</p> <p>法令等を遵守した適正な営業を行うための体制として、以下の事項が記載されているか。</p> <p>イ 申請者が法人である場合には、行おうとする信託契約代理業務の規模、特性に応じて、顧客管理、苦情・紛争処理、社内教育・研修、法令等遵守の管理（誤認防止体制の確保を含む。）、内部監査等を的確に行うための体制が記載されているか。また、内部監査部門は、信託契約代理業務を行う全ての部門に対して十分な牽制機能が働く独立した体制となっているか。</p> <p>なお、信託契約代理業務を担当する組織及びその事務分掌について、業務方法書に詳細を記載していない場合には、社内規則に規定する旨が定められるとともに当該社内規則が整備されているか。</p> <p>(注) (略)</p> <p>□ ～ へ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>9-2-6 (略)</p> <p>9-3 ～ 9-6 (略)</p>

現 行	改 正 後
<p>10 信託受益権販売業</p> <p>10-1 (略)</p> <p>10-2 登録に際しての留意事項</p> <p>10-2-1 (略)</p> <p>10-2-2 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項 3-2-1(1)、(2)及び(4)から(6)までに掲げる事項に準じるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者が法人又は信託受益権販売業務を行う使用人のある個人（以下10-2において「使用人のある個人」という。）である場合には、規則第83条第4号に掲げる「申請者が信託受益権販売業務に関する知識及び経験を有する者であることを証する書面」において、信託業務、信託受益権販売業務又は有価証券の販売業務（以下10-2において「信託業務等」という。）に関する知識を有する者並びに信託業務等及び信託関係法令に関する知識を有する者の知識を習得した方法（知識を有することを証する書面がある場合には当該書面を含む。）並びに当該者の配置予定先を記載するものとする。</p>	<p>10 信託受益権販売業</p> <p>10-1 (略)</p> <p>10-2 登録に際しての留意事項</p> <p>10-2-1 (略)</p> <p>10-2-2 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項 3-2-1(1)から(3)まで及び(5)から(7)までに掲げる事項に準じるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者が法人又は信託受益権販売業務を行う使用人のある個人（以下10-2において「使用人のある個人」という。）である場合には、規則第83条第4号に掲げる「申請者が信託受益権販売業務に関する知識及び経験を有する者であることを証する書面」において、信託業務、信託受益権販売業務又は有価証券の販売業務（以下10-2において「信託業務等」という。）に関する知識を有する者並びに信託業務等及び信託関係法令に関する知識を有する者の知識を習得した方法（知識を有することを証する書面がある場合には当該書面を含む。）並びに当該者の配置予定先を記載するものとする。</p> <p><u>(注)「信託業務に関する知識」及び「信託関係法令に関する知識」の具体的内容については、3-2-1(9)①(注)に準じるものとする。</u> <u>「信託受益権販売業務に関する知識」とは、信託受益権販売業を営む上で必要となる基礎的な知識のことをいい、例えば、「信託業務に関する知識」のうち、信託受益権の販売又はその代理、媒介を行う上で必要となるもの（部分）についての基礎知識が考えられる。</u> <u>また、「有価証券の販売業務に関する知識」とは、有価証券の販売業務を営む上で必要となる知識のことをいい、例えば、証券業における証券外務員に必要とされる知識が考えられる。</u> <u>なお、「知識を有することを証する書面」とは、例えば、信託業務や</u></p>

現 行	改 正 後
<p>10-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。） 5-2-3に準じるものとする。ただし、信託受益権販売業者登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。 ・〇〇財務局長（売信）第〇〇号 なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>10-2-4 登録拒否事由の審査 法第89条各号に掲げる事由に該当しないことを確認するものとする。なお、同条第3号に掲げる信託受益権販売業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されているか否かの審査に当たっては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 業務方法書の審査 業務方法書については、規則第84条第1項各号に掲げる必要記載項目ごとに、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 取り扱う信託受益権の種類 取り扱う信託受益権に係る信託財産の種類が分かるように記載されているか。（例えば、「金銭信託に係る信託受益権」、「金銭信託以外の金銭の信託に係る信託受益権」、「有価証券信託に係る信託受益権」など）。</p> <p>② 信託受益権販売業務の実施体制 法令等を遵守した適正な営業を行うための体制として、以下の事項が記載されているか。 イ 申請者が法人である場合には、行おうとする信託受益権販売業務の規模・特性に応じて、顧客管理、苦情・紛争処理、社内教育・研修、法令等遵守の管理（誤認防止体制の確保を含む。）、内部監査等を的確に行うための体制が記載されているか。また、内部監査部門は、信託受益権販売業務を行う全ての部門に対して十分な牽制機能が働く独立した体制となっているか。 なお、信託受益権販売業務を担当する組織及びその事務分掌について、業務方法書に詳細を記載していない場合には、社内規則に規</p>	<p><u>証券業務の経験を示す履歴書や信託業務等・信託関係法令に関する知識習得研修の受講証明書、証券外務員資格試験の合格を示す結果通知書などが考えられる。</u></p> <p>10-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。） 5-2-3に準じるものとする。ただし、信託受益権販売業者登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。 ・〇〇財務局長（売信〇）第〇〇号 なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>10-2-4 登録拒否事由の審査 法第89条各号に掲げる事由に該当しないことを確認するものとする。なお、同条第3号に掲げる信託受益権販売業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されているか否かの審査に当たっては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 業務方法書の審査 業務方法書については、規則第84条第1項各号に掲げる必要記載項目ごとに、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 取り扱う信託受益権の種類 <u>規則第6条第1項各号に掲げる財産の区分に準じ、</u>取り扱う信託受益権に係る信託財産の種類が分かるように記載されているか。（例えば、「金銭信託に係る信託受益権」、「金銭信託以外の金銭の信託に係る信託受益権」、「有価証券信託に係る信託受益権」など）。</p> <p>② 信託受益権販売業務の実施体制 法令等を遵守した適正な営業を行うための体制として、以下の事項が記載されているか。 イ 申請者が法人である場合には、行おうとする信託受益権販売業務の規模・特性に応じて、顧客管理、苦情・紛争処理、社内教育・研修、法令等遵守の管理（誤認防止体制の確保を含む。）、内部監査等を的確に行うための体制が記載されているか。また、内部監査部門は、信託受益権販売業務を行う全ての部門に対して十分な牽制機能が働く独立した体制となっているか。 なお、信託受益権販売業務を担当する組織及びその事務分掌について、業務方法書に詳細を記載していない場合には、社内規則に規</p>

現 行	改 正 後
<p>定しているか。</p> <p>ロ 規則第 84 条第 2 項において準用する規則第 72 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる誤認防止のための体制が記載されているか。</p> <p>ハ 取扱う信託受益権に係る受託者である信託会社又は信託兼営金融機関に対して、必要に応じて当該信託受益権の内容に関する照会を行うこととしているか。</p> <p>ニ (略)</p> <p>(2) 業務遂行能力の審査 業務遂行能力については、具体的には以下の役員又は従業員の確保の状況等により判断するものとする。 なお、これらはいくまで例示であり、その行うべき体制整備等は、申請者が行おうとする信託受益権販売業務の規模・特性により異なることに留意し、申請者が以下の基準を満たしていない場合には、満たす必要がない合理的理由について聴取するものとする。</p> <p>① 申請者が法人である場合 イ ~ ニ (略)</p> <p>ホ 宅地又は建物を信託財産とする信託受益権の販売等を行う場合には、上記イ、ロ及びハの各部門に、宅地及び建物の取引に関する知識を有する者を配置することとなっているか。また、宅地又は建物を信託財産とする信託受益権の販売等を行う営業の担当者は、<u>規則別表第 11 号</u>に掲げる事項の説明を適切に行うことができるよう、宅地及び建物の取引に関する知識を有する者であるか。 <u>(新 設)</u></p> <p>② (略)</p> <p>10-2-5 (略)</p> <p>10-3 ~ 10-6 (略)</p> <p>11 信託兼営金融機関関係</p> <p>11-1 (略)</p>	<p>定する旨が定められるとともに当該社内規則が整備されているか。</p> <p>ロ 規則第 84 条第 2 項において準用する規則第 72 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる誤認防止のための体制が記載されているか。</p> <p>ハ 取扱う信託受益権に係る受託者である信託会社、<u>外国信託会社</u>又は信託兼営金融機関に対して、必要に応じて当該信託受益権の内容に関する照会を行うこととしているか。</p> <p>ニ (略)</p> <p>(2) 業務遂行能力の審査 業務遂行能力については、具体的には以下の役員又は従業員の確保の状況等により判断するものとする。 なお、これらはいくまで例示であり、その行うべき体制整備等は、申請者が行おうとする信託受益権販売業務の規模・特性により異なることに留意し、申請者が以下の基準を満たしていない場合には、満たす必要がない合理的理由について聴取するものとする。</p> <p>① 申請者が法人である場合 イ ~ ニ (略)</p> <p>ホ 宅地又は建物を信託財産とする信託受益権の販売等を行う場合には、上記イ、ロ及びハの各部門に、宅地及び建物の取引に関する知識を有する者を配置することとなっているか。また、宅地又は建物を信託財産とする信託受益権の販売等を行う営業の担当者は、<u>規則別表第 12 号</u>に掲げる事項の説明を適切に行うことができるよう、宅地及び建物の取引に関する知識を有する者であるか。 <u>(注)「宅地及び建物の取引に関する知識」とは、不動産の取引業務を行う上で必要となる知識のことをいい、例えば、宅地建物取引主任者に必要とされる知識が考えられる。</u></p> <p>② (略)</p> <p>10-2-5 (略)</p> <p>10-3 ~ 10-6 (略)</p> <p>11 信託兼営金融機関関係</p> <p>11-1 (略)</p>

現 行	改 正 後
<p>11-2 信託兼営認可申請書の審査に際しての留意事項</p> <p>11-2-1 添付書類の受理に当たっての留意事項 兼営法規則第1条第1項第12号に掲げる「その他法第1条第3項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類」とは、具体的には以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>① 信託業務に関する知識を有する者並びに信託業務及び信託関係法令に関する知識を有する者の知識を習得した方法（知識を有することを証する書面がある場合には当該書面を含む。）並びに当該者の配置予定先を記載した書面</p> <p>②、③ （略）</p> <p>④ <u>取り組みを予定している信託スキームの概要図</u></p> <p>⑤、⑥ （略）</p> <p>11-2-2 ～ 11-2-4 （略）</p> <p>11-3 監督に係る事務処理上の留意事項</p> <p>11-3-1 ～ 11-3-4 （略）</p> <p>11-3-5 議決権の取得制限 (1) （略）</p> <p>(2) 信託兼営金融機関が信託財産として議決権を保有することについては、議決権の行使権限が金融機関側に留保される場合には、銀行法等による規制がなされているところ（銀行法第16条の3関係）。</p>	<p>11-2 信託兼営認可申請書の審査に際しての留意事項</p> <p>11-2-1 添付書類の受理に当たっての留意事項 兼営法規則第1条第1項第12号に掲げる「その他法第1条第3項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類」とは、具体的には以下のとおり取り扱うものとする。 なお、④については、<u>引受けを行おうとする全ての信託財産について記載される必要があることに留意するものとする。</u></p> <p>① 信託業務に関する知識を有する者並びに信託業務及び信託関係法令に関する知識を有する者の知識を習得した方法（知識を有することを証する書面がある場合には当該書面を含む。）並びに当該者の配置予定先を記載した書面 <u>（注）「信託業務に関する知識」、「信託関係法令に関する知識」及び「知識を有することを証する書面」の具体的内容については、3-2-1(9)①（注）に準じるものとする。</u></p> <p>②、③ （略）</p> <p>④ <u>取り組みを予定している信託スキームの概要図（委託者、受託者、受益者、投資家等の関係者間における時系列順の取引内容等の説明の記載を含む。）</u></p> <p>⑤、⑥ （略）</p> <p>11-2-2 ～ 11-2-4 （略）</p> <p>11-3 監督に係る事務処理上の留意事項</p> <p>11-3-1 ～ 11-3-4 （略）</p> <p>11-3-5 議決権の取得制限 (1) （略）</p> <p>(2) 信託兼営金融機関が信託財産として議決権を保有することについては、議決権の行使権限が金融機関側に留保される場合には、銀行法等による規制がなされているところ（銀行法第16条の3関係）。</p>

現 行	改 正 後
<p>本規制に関し、特に、銀行法第 16 条の 3 第 2 項ただし書の承認に当たっては、基準議決権数を超過し、かつ 1 年を超えて保有しようとする場合には、その都度承認申請が必要であるが、その超過理由が銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 10 号。以下「銀行法規則」という。）第 17 条の 6 第 10 号の「元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が基準議決権数以内となる場合における株式等の取得」の場合には、インデックス運用等の実態及び独禁法上の運営との平仄も踏まえ、原則以下の手続きにより、その届出受理、承認を行うこととする。なお、以下の取扱いについては、元本補てんのない信託に係る信託財産以外の財産において保有する議決権数が 5%以内となっている場合にのみ適用することに留意する。</p> <p>① (略)</p> <p>② 承認（銀行法第 16 条の 3 第 2 項ただし書き） 承認申請は、11 号届出を行った議決権のうち、その取得し、又は保有することとなった日から 1 年を超えて保有しようとするもの及び、承認期限が到来するものについて、当該届出を行った年の 2 月の第 10 営業日までに申請を受理し、3 月の第 7 営業日までに承認を行うものとする。承認に当たっては、原則として 2 年後の 3 月末日を期限とするものとする。 申請書の添付書類は銀行法規則第 17 条の 7 第 1 項によるものとし、以下の要件を満たす場合には、銀行法規則第 17 条の 7 第 2 項の「やむを得ないと認められる理由」があるものと判断して差し支えないものとする。 イ、ロ (略) ハ <u>元本の補てんのない信託に係る信託財産において 1 年を超えて保有しようとする議決権数の増加割合が総株主の議決権数対比で年 1%以内であること</u> (注) (略)</p> <p>11-4、11-5 (略)</p> <p>11-6 検査部局との連携</p>	<p>本規制に関し、特に、銀行法第 16 条の 3 第 2 項ただし書の承認に当たっては、基準議決権数を超過し、かつ 1 年を超えて保有しようとする場合には、その都度承認申請が必要であるが、その超過理由が銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 10 号。以下「銀行法規則」という。）第 17 条の 6 第 10 号の「元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が基準議決権数以内となる場合における株式等の取得」の場合には、インデックス運用等の実態及び独禁法上の運営との平仄も踏まえ、原則以下の手続きにより、その届出受理、承認を行うこととする。なお、以下の取扱いについては、元本補てんのない信託に係る信託財産以外の財産において保有する議決権数が 5%以内となっている場合にのみ適用することに留意する。</p> <p>① (略)</p> <p>② 承認（銀行法第 16 条の 3 第 2 項ただし書き） 承認申請は、11 号届出を行った議決権のうち、その取得し、又は保有することとなった日から 1 年を超えて保有しようとするもの及び、承認期限が到来するものについて、当該届出を行った年の 2 月の第 10 営業日までに申請を受理し、3 月の第 7 営業日までに承認を行うものとする。承認に当たっては、原則として 2 年後の 3 月末日を期限とするものとする。 申請書の添付書類は銀行法規則第 17 条の 7 第 1 項によるものとし、以下の要件を満たす場合には、銀行法規則第 17 条の 7 第 2 項の「やむを得ないと認められる理由」があるものと判断して差し支えないものとする。 イ、ロ (略) <u>(削除)</u> (注) (略)</p> <p>11-4、11-5 (略)</p> <p>11-6 検査部局との連携</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針 25/25

現 行	改 正 後
<p>中小地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－１－３に準じるものとする。</p>	<p>信託兼営金融機関のうち、主要行等にあつては主要行等向けの総合的な監督指針Ⅱ－１－３に準じるものとし、地域銀行等にあつては中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－１－３に準じるものとする。</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針別紙様式

現 行

別紙様式 10 (A4)

収支及び純資産額の見込み

(単位:百万円)

科 目	開業年度			一営業年度			二営業年度			三営業年度		
	連結	単体	うち信託業務	連結	単体	うち信託業務	連結	単体	うち信託業務	連結	単体	うち信託業務
(略)												

(注) (略)

別紙様式 15

(A4)

信託会社等営業保証金取戻し公告

法務省

信託会社等営業保証金規則(平成16年

内閣府

令第 号)第14条第2項の規定により次のように公示する。

(以下略)

(記載上の注意)

(略)

改 正 後

別紙様式 10 (A4)

収支及び純資産額の見込み

(単位:百万円)

科 目	開業年度			一事業年度			二事業年度			三事業年度		
	連結	単体	うち信託業務	連結	単体	うち信託業務	連結	単体	うち信託業務	連結	単体	うち信託業務
(略)												

(注) (略)

別紙様式 15

(A4)

信託会社等営業保証金取戻し公告

法務省

信託会社等営業保証金規則(平成16年

内閣府

令第 号)第13条第2項の規定により次のように公示する。

(以下略)

(記載上の注意)

(略)

信託会社等に関する総合的な監督指針別紙様式

別紙様式24

(A4)
年 月 日

金融庁長官 ○○ ○○

金融機関名: _____
代表者名: _____
担当者(連絡先): _____

銀行法第53条第1項第8号に基づく届出書

銀行法第53条第1項第8号及び同施行規則第35条第1項第11号(又は第13号)の規定に基づき、下記の通り報告する。

(届出内容)

証券コード	銘柄名	前回承認・届出時の保有議決権数		○○年12月末における保有状況						
		議 決 権 数	承認期限等(注1)	保有する議決権数(A+B)		うち、規則17条の6第10号に基づく議決権数(A)		うち、(A)以外の議決権数(B)(注3)		保有しなくなった日(注4)
				率(%)	率(%)	率(%)	率(%)	率(%)		
		(中 略)								

(注1)～(注4) (略)

(注5) (新 設)

別紙様式24

(A4)
年 月 日

金融庁長官 ○○ ○○

金融機関名: _____
代表者名: _____
担当者(連絡先): _____

銀行法第53条第1項第8号に基づく届出書

銀行法第53条第1項第8号及び同施行規則第35条第1項第11号(又は第13号)の規定に基づき、下記の通り報告する。

(届出内容)

証券コード	銘柄名	取得又は保有した日(注5)	前回承認・届出時の保有議決権数		○○年12月末における保有状況						
			議 決 権 数	承認期限等(注1)	保有する議決権数(A+B)		うち、規則17条の6第10号に基づく議決権数(A)		うち、(A)以外の議決権数(B)(注3)		保有しなくなった日(注4)
					率(%)	率(%)	率(%)	率(%)	率(%)		
			(中 略)								

(注1)～(注4) (略)

(注5) 「取得又は保有した日」とは、銀行法施行規則第35条第1項第11号に該当する日をいう。

現

行

改

正

案